

受託研究、共同研究等における間接経費についてのお願い

令和3年10月5日
国立大学法人宮崎大学

平素より、本学との受託研究、共同研究等について、ご協力いただきありがとうございます。

さて、この度、本学では、受託研究及び共同研究における間接経費の取り扱いを変更することといたしました。

これまで、本学への受託研究、本学との共同研究を実施していただいている皆様には、直接経費の10%を管理費（いわゆる間接経費）としてご負担をお願いしているところでございます。

宮崎大学としましては、今後、ますます研究成果を皆様に移転し、地域及び社会に貢献することを求められておりますが、国からの経常的な支援が年々減少する中、現状の10%を維持した場合、大学の経費削減の努力では資金不足を吸収できず、研究活動・教育活動の遂行に影響を及ぼしかねない状況となっております。

また、平成28年11月30日に文部科学省および経済産業省が策定した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」等を踏まえ、本学においても間接経費に係る検討を行ったところ、本学の間接経費コストが実際の間接経費より多くかかっていたことから、間接経費を以下のとおりとしますのでご理解のほど宜しくお願いいたします。

- ・ 令和4年4月1日以降に締結の契約に対して適用。

【間接経費：変更後】

○受託研究の間接経費：直接経費の30%

○共同研究の間接経費：直接経費の30%

（経過措置）

・ 施行日の前日までに契約締結している受託研究、共同研究のうち、令和5年3月31日までに変更契約を行う場合の間接経費は現行の10%とする。

・ 令和5年3月31日までに新たに契約締結する中小企業¹との共同研究については直接経費の20%とする。

¹ 中小企業：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める「中小企業者」